

平成30年度第1回北本市自治基本条例審議会 次第

日 時 平成30年7月20日（金）
午前9時30分から
会 場 市役所3階 委員会室1

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 会長及び副会長の挨拶
- 7 議 事
 - (1) 会議の公開・非公開について
 - (2) 北本市自治基本条例について
 - (3) 北本市行政経営システムについて
 - (4) 平成29年度行政評価について
 - (5) 市民参画と市民協働について
 - (6) その他
- 8 閉 会

<配布資料>

- 資料 1 北本市情報公開条例／北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（抜粋）
- 資料 2 すすめよう！市民主役のまちづくり
- 資料 3 平成 30 年度北本市行政経営システムの運用に関する年次方針
- 資料 4 行政評価（施策の成果指標の進捗状況）を『お天気マーク』でお伝えします
- 資料 5－1 平成 29 年度市民参画手続実績一覧
- 資料 5－2 平成 30 年度市民参画手続実施予定一覧

（参考資料）

- ・北本市自治基本条例審議会規則
- ・北本市自治基本条例審議会委員名簿

○北本市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された執行機関の附属機関及び実施機関が設置したこれらに類する機関（以下「附属機関等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- （1） 法令等又は附属機関等の会議規則に特別の定めがあるとき。
- （2） 会議の審議等の内容が、非公開情報に該当するとき。
- （3） 会議を公開することにより、当該会議の公正、円滑な運営が著しく阻害され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。

2 会議の公開に関し必要な事項は、実施機関が定める。

○北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（抜粋）

（公開・非公開の決定）

第2条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

（会議資料の閲覧）

第5条 会議に提出された資料は、当該会議に諮り、その同意を得た上で、傍聴人に閲覧させることができる。ただし、当該資料に条例第7条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、この限りでない。

すすめよう！

市民主役のまちづくり

平成22年4月1日

「北本市自治基本条例」が施行されました



北本市
kitamoto city

自治基本条例って何だろう？



市民が主役となってまちづくりを進めるためのルールです

「まち」はそこに住む人のためにあるものです。つまり、北本市は、北本市に住む住民のためにあります。

北本市をより暮らしやすい「まち」にしていくためには、北本市に住むみなさんが、自分が住む「まち」に関心を持ち、自分の住む「まち」を良くしていこうという気持ちを持っていただくことが重要であると考えます。

その意味からも「まち」の主役は北本市に住む皆さん自身なのです。

自治基本条例は、市民が主役となってまちづくりを進めるために必要な基本的ルールを定めたものです。



どうして自治基本条例をつくったの？



みんなの力で地域の問題を解決していくためです



「北本市自治基本条例」はどうやってつくったの？



市民参加により、市民の議論の中でつくられた条例です



自治基本条例ができると何が変わるの？



まちづくりの主役である市民の参加を促進して市役所の仕事の進め方を変えていきます





北本市自治基本条例の概要をお知らせします

この条例を制定する趣旨は、「まちづくりをみんなの力で進めていく」ために必要な事項を定めるためのものです。

条例全体を示すものとして前文を設け、その目的を【第1条】に記載しています。

条例の位置づけ

この条例は、北本市のまちづくりにおける基本的な事項を定めるものであるため、北本市の市政は、この条例の考え方の下に運営される必要があります。法規上、条例には上下関係はないものの、この条で「北本市におけるまちづくりの最高規範」【第2条】として規定することにより、この条例の制定趣旨が北本市のすべての条例、規則、計画等に反映される形にしました。

まちづくりの基本原則

まちづくりへの参加 と市政への参画

まちの主人公は市民のみなさんです。
自分たちの住むまちを良くしていこうというまちづくり活動を支援するとともに市政への参画の機会を保障します

情報の共有

市民の皆さんが主役のまちづくりを進めるためにはまず、みなさんがまちづくりに興味を持ち、必要なまちづくりの情報が手に入る環境を整備することが重要です

協働による まちづくり

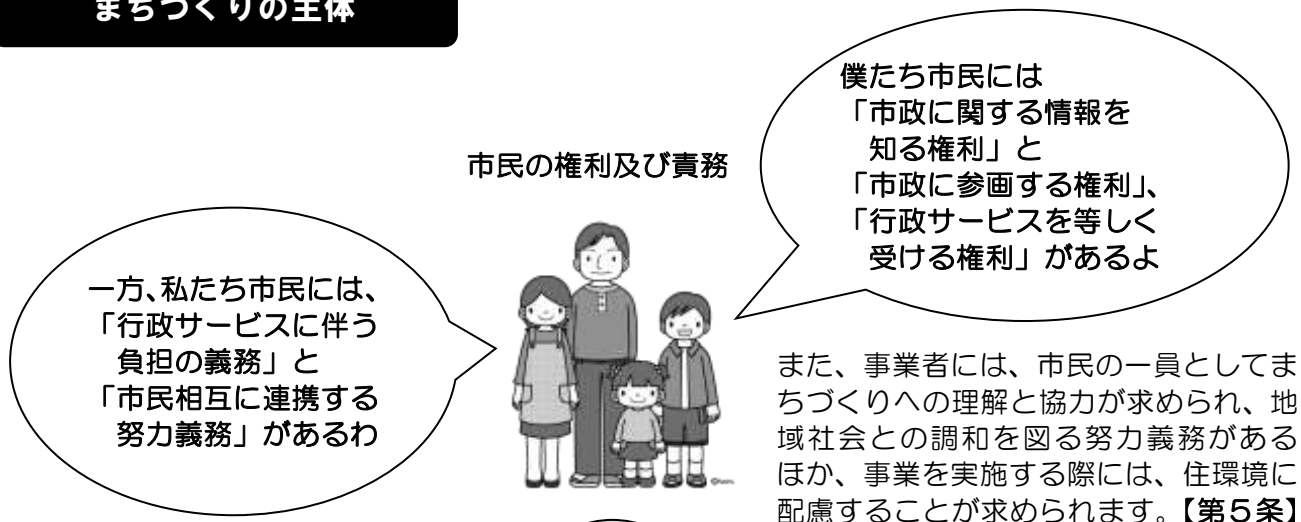
協働とは「対等な立場で共通の目標に向かってともに取り組むこと」を言います。これからは行政のみならず北本市に関わりのあるすべての人が協力し合って、より良いまちづくりを進めていく必要があります



まちづくりの基本原則【第4条】を

①「情報共有」、②「参加・参画」、③「協働」の三原則としました

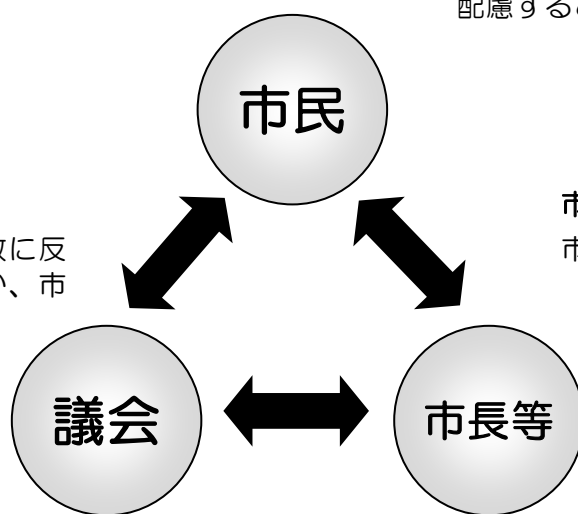
まちづくりの主体



議会の責務

議会は、市民の意思が市政に反映されるように努めるほか、市政運営の監視機能を高め、市民の福祉の増進に努めます。

また、議会の情報を市民に分かりやすく説明するなど、開かれた議会運営に努めます。【第6条】

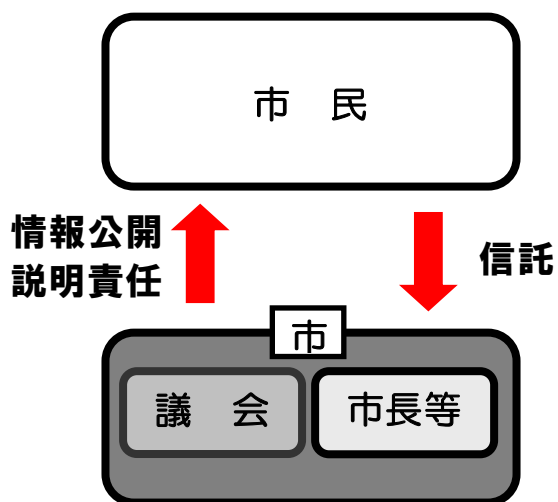


市長の責務

市長は、市民、議会、市長等がまちづくりの情報を共有するように努めます。

また、市が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程への市民参加を保障するとともに、市民との協働を推進しなければなりません。【第8条】

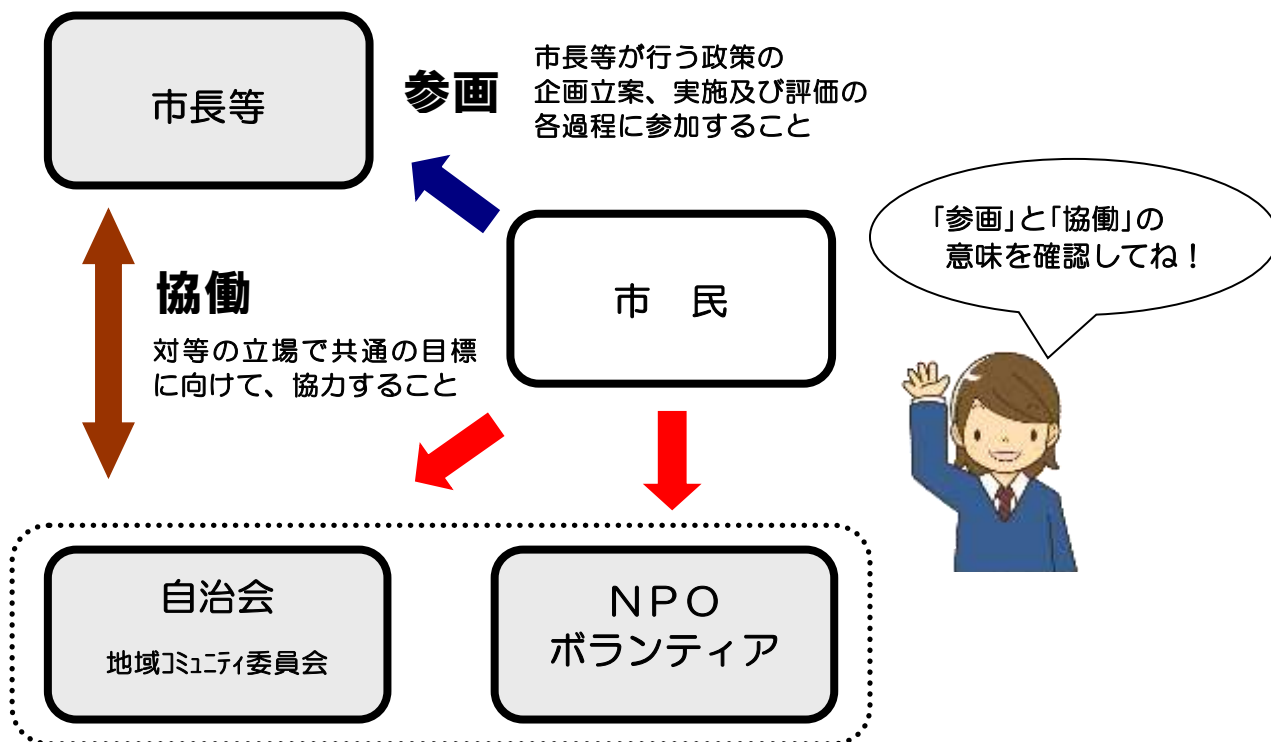
市政運営



- 市政運営の基本となる総合計画は市民参加を得て策定します。【第11条】
- 行政評価を実施し、その結果について公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けます。【第12条】
- 行政手続を適正に行います。【第13条】
- 政策の企画立案、実施及び評価について説明責任を果たします。【第14条】
- 健全な財政運営を行うとともに、財政状況や財産の保有状況を分かりやすく公表します。【第15条】



参画と協働



※「市民参画」と「市民と市との協働」の推進に関する必要な事項については「市民参画推進条例」や「協働推進条例」を別に定め、その推進方法を細かく規定します。【第18条】

条例の検証と見直し 等

自治基本条例は制定することが目的ではなく、制定した自治基本条例の考え方に基づいたまちづくりを進めていくことが大切です。このため、今後は、市民参画をどのように進めていくのか、市民と市との協働のまちづくりはどう進めていくのか、あるいは市民の公益活動をどう促進していくのか等について、市民参画で検討していきます。

北本市自治基本条例では、市長の附属機関として「北本市自治基本条例審議会」を設け、条例の適切な運用と条例の見直しについて調査審議することを規定しています。【第26条】

北本市自治基本条例は
平成22年4月1日に施行されました



北本市自治基本条例

平成22年4月1日施行

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸を結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

今、地方分権の時代を迎え、私たちには、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという自治の理念の下に、市民主権の地方自治を確立することが求められています。

そのためには、市民はまちづくりの主役となり、自らの責任においてまちづくりに参加し、市は開かれた市政の確立と市民の参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市とが情報を共有し、協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識の下に、私たちは、北本市における住民自治を確立し、豊かな自然と歴史的文化遺産を次世代へと引き継ぎ、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、まちづくりに関する市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。
- (4) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。
- (6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

第2章 まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

- 2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。
- 3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。
- 4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第3章 まちづくりの主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利、参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。

- 2 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
- 3 市民は、市民相互の連携に努めるものとする。
- 4 事業者は、まちづくりに関し理解及び協力をするとともに、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。
- 5 事業者は、事業を行うに当たっては、住環境に配慮し、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

第2節 議会

(議会の責務)

第6条 議会は、北本市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

- 2 議会は、市政運営への監視機能を高めるとともに、市民の福祉の増進に努めなければならない。
- 3 議会は、議会に関する情報を市民に分かりやすく説明する責務を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第7条 議員は、住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

第3節 市長等

(市長の責務)

第8条 市長は、第4条に規定する基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。

- 2 市長は、北本市の代表者として住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。
- 3 市長は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を構築しなければならない。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

(他の執行機関の責務)

第9条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同等の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、常に研鑽（さん）に努めるとともに、職員相互に連携し、及び協力しなければならない。
- 3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第4章 市政運営

(総合計画等)

第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第12条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 市長は、行政評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べるができる機会を設けなければならない。

(行政手続等)

第13条 市長等は、処分その他の行政手続について、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護しなければならない。

2 処分その他の行政手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市長等は、違法性や不当性の事実を確認したときはその是正に努めなければならない。

(説明責任)

第14条 市長等は、政策の企画立案、実施及び評価に当たり、その内容、必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(財政運営及び財産管理)

第15条 市長は、中長期的な財政の見通しの下に、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、財源の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長等は、北本市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

4 市長は、財政状況及び財産の保有状況を分かりやすく公表しなければならない。

第5章 情報共有

(情報の公開及び発信)

第16条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。

2 市が保有する情報の公開に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市は、市民の参画及び市民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 市は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政運営を確保し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。

2 個人情報の適正な取扱い及び市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等に関し必要な事項については、別に条例で定める。

第6章 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第18条 市長等は、市民の参画を推進しなければならない。

2 市は、市民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

3 市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(附属機関等の委員の選任)

第19条 市長等は、附属機関及びこれに類するものの委員の選任をするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(パブリック・コメント手続)

第20条 市長等は、重要な計画の策定及び条例の制定に係る案について、パブリック・コメント手続を実施し、市民が意見を述べるができる機会を保障しなければならない。

2 パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(意見、要望等への対応)

第21条 市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(コミュニティの活動の支援)

第22条 市長等は、地域に根ざした自治会その他のコミュニティの活動の役割を認識し、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

(公益的活動の支援)

第23条 市長等は、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めなければならない。この場合において、市長等の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。

(住民投票)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施するものとする。

(1) 法令の定めるところにより、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。

(2) 法令の定めるところにより、議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。

(3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、前項の条例で定める。

3 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 他団体との連携及び協力

第25条 市は、共通する課題の解決のため、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

第8章 実効性の確保

(北本市自治基本条例審議会)

第26条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、北本市自治基本条例審議会を設置する。

2 北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じるもののほか、当該審議会の長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) この条例の適切な運用に関すること。

(2) この条例の見直しに関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長及び当該審議会が必要と認める事項に関すること。

(この条例の検証及び見直し)

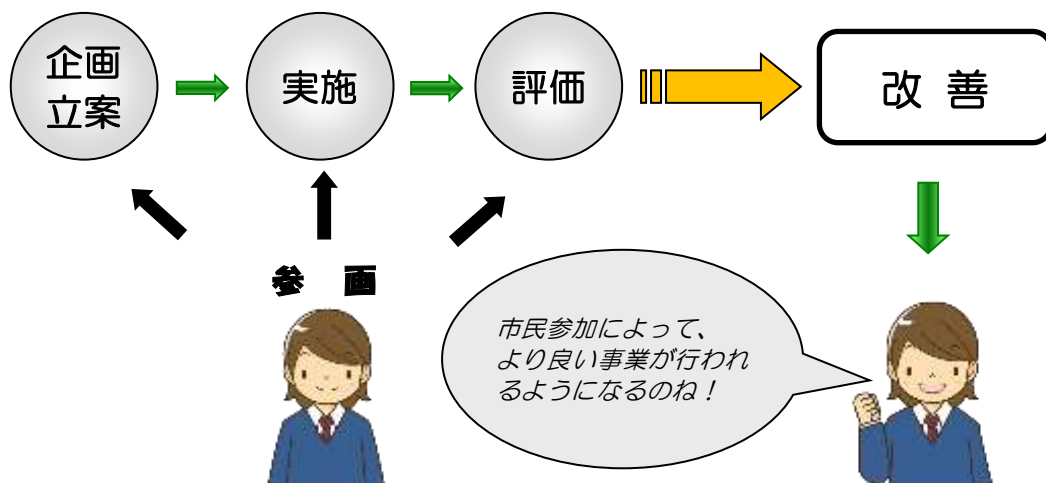
第27条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、及び見直ししなければならない。

北本市自治基本条例では、まちづくりの主役が「市民」であることを明らかにし、まちづくりの基本原則を「情報の共有」、「市民のまちづくりへの参加と市政への参画」、「市民と市との協働」として定め、『誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち』を市民、議会、行政の三者が協力しあってつくっていくことを宣言しています。



市民の皆さんが市政へ参画しやすくするためには、市政に関する情報を、誰にでもわかりやすく確実に提供することが必要です。また、市民の皆さんが身近なまちづくり活動に参加するには、より多くの市民活動情報を共有していくことが大事であると考えます。

そのため市では、市政に関する情報をより広く発信していくとともに、市民が行うまちづくりの活動に関する情報についてもみんなで共有できるシステムを構築していく必要があると考えています。



市政運営にあたっては、政策の企画立案、実施、評価の各過程への市民参加の機会を保障することによって、より市民の意思が反映され、市民が望むまちづくりを目指していきます。

すすめよう！市民主役のまちづくり

～平成22年4月1日施行 北本市自治基本条例

平成22年1月 初版発行（平成24年11月第2版発行、平成28年4月第3版発行）

編集・発行：北本市企画財政部企画課

〒364-8633 北本市本町 1-111 直通電話 048-594-5516

E-mail a02200@city.kitamoto.saitama.jp

平成 3 0 年度北本市行政経営システム の運用に関する年次方針

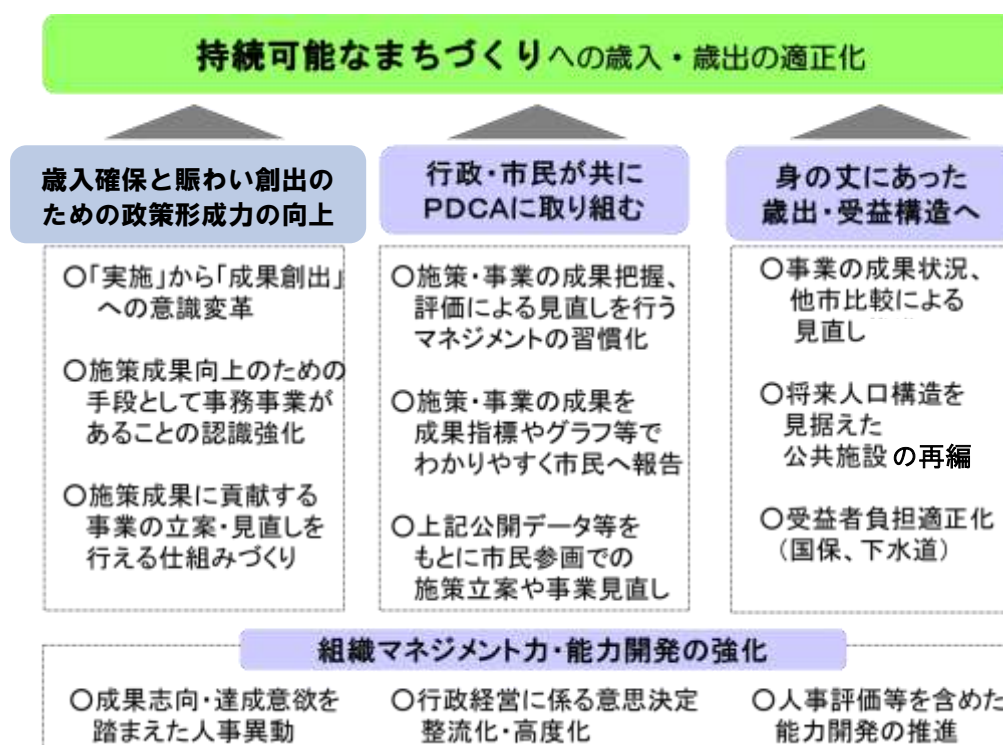
1 導入のねらい

北本市自治基本条例に規定する市民との協働によるまちづくりを推進するため、施策や事業の進展状況について成果指標を設定してわかりやすい経営判断データとして活用するとともに、施策や事業の成果状況（成果指標等）を公表します。市民と市とがともに情報を共有し、PDCAのマネジメントサイクルを適切に運用することにより、「持続可能なまちづくり」を目指します。

※北本市自治基本条例関係条文…第11条（総合計画等）、第12条（行政評価）、第14条（説明責任）
第15条（財政状況及び財産管理）、第16条（情報の公開及び発信）

2 導入の背景（行政経営上の課題）

- (1) 政策形成力の向上・・・歳入の確保と賑わいの創出に向けた施策成果の向上及び達成
 - (2) 行政経営PDCAサイクルの適切な運用・・・正しい理解のもと市民及び職員による習慣化
 - (3) 歳出規模及び受益者負担の適正化・・・人口構造の変化や歳入状況を踏まえた推進
 - (4) 上記(1)から(3)を達成するための組織マネジメント力及び職員の能力開発の強化
- ～ 職員の企画力・提案力が停滞しているため、それぞれの職務・職責に応じて主体的な行動ができるよう、全庁的な改善が必要 ～



3 取組の特徴／推進方針

(1) 事業（まちづくり）の目的の明確化と、市民との情報共有

各施策の成果を定量化した「成果指標」等で示し、各事業が何のために行われているかについて市民と市とで情報を共有します。

特徴・目指すものは何かを共有し、どの程度変化したかを評価します。
・成果管理が必要な事務事業のみを評価対象とします。

(2) 成果及び実績の継続的な把握による、適正な経営資源の配分と説明責任の履行

市が行う施策や事業は、単年度では成果が上がりづらいため、成果動向を「成果指標」等により定期的に把握し、まちづくりの健康診断を行います。

また、その結果を公表して、課題や事務事業の施策への貢献度を明らかにするとともに、その情報を市民と市とで情報共有し、経営資源の配分の際の参考とします。

特徴・成果実績を把握し、経年動向を踏まえ、政策立案・資源配分に活かします。

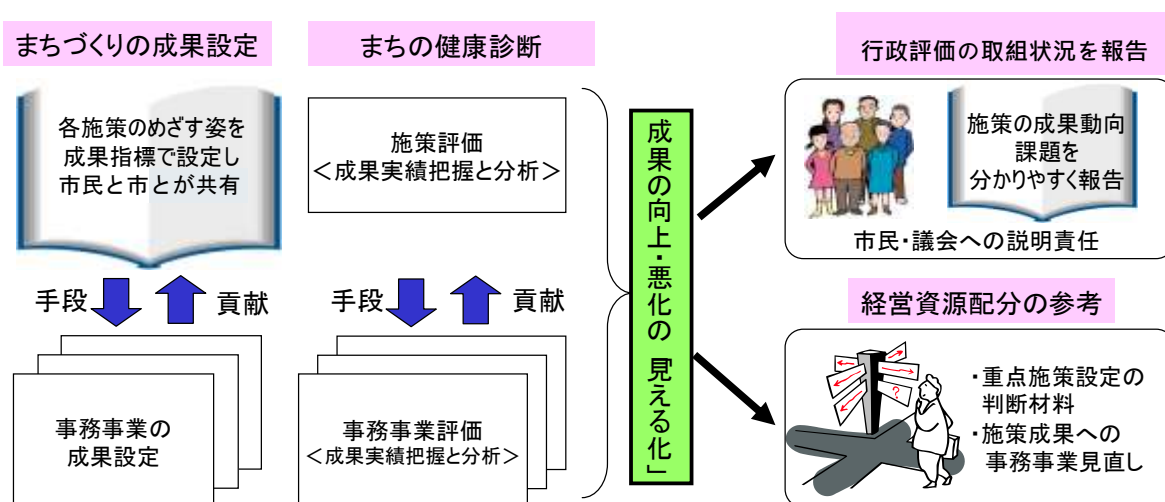
(3) 成果の向上を第一に考える職員づくりのための教育機会としての活用

事業を単に執行するのではなく、施策や事業の成果向上や課題解決に向けた現状分析、費用対効果の高い改革案を考えることができる職員の養成を目指します。

特徴・「成果志向」により、「考える機会」を仕組みとして構築します。

(4) 行政経営システムの帳票をベースとした企画・財政・監査等の資料の統合管理

将来的には、事業別予算に基づいた財務会計からの事業費の自動インポート、行政経営システムの帳票と連動した実施計画の管理、決算成果報告書（行政報告書）等の自動生成化等、ICTを活用して「成果指標を設定した行政経営シート」が作成できるようにし、職員負担の軽減を図ります。



4 成果指標設定

行政経営システムの成果を「見える化」するため、以下の指標を設け、毎年度数値を確認して評価します。なお、評価結果は行政経営会議で報告するとともに全職員に明示し、情報の共有を図ります。

分野	成果指標	取得方法	基準値 H28	目標 H32
全体	効果的・効率的な行財政運営が進められていると思う市民の割合	市民アンケート	49.0%	↗
	行政評価の考え方を意識して事業を推進している職員割合	業務取得	90.0%	↗
財政管理	実質公債費比率	業務取得	4.6%	8.1%
	将来負担比率	業務取得	42.5%	48.2%
政策管理	施策目標の達成率（総合振興計画進行管理）	業務取得	51.0%	90.0%
	基本事業の達成率（総合振興計画進行管理）	業務取得	38.1%	90.0%
	施策成果が基準年より向上した割合	業務取得	65.3%	
	基本事業成果が基準年より向上した割合	業務取得	60.6%	
人事管理	※ H31 年度での導入へ向けて、内容を検討します。			

5 運用手法

(1) 施策・基本事業評価（総合振興計画の進行管理）

総合振興計画の分野別計画（施策別計画）に設定している施策及び基本事業の成果指標値を定期的に把握・評価し、進捗状況の報告、指示事項の整理や課題の抽出に活用します。市民アンケートにより取得する指標値については、原則として毎年1回その状況を確認することとします。

なお、これらの結果は、ホームページ及び広報紙で公表（10月号）します。

主担当 企画課

(2) 事務事業評価

事務事業について、事後評価により活動及び成果の振り返りを行うとともに、評価結果を予算編成に活用します。また、ホームページで公表し、市民から事業見直しの意見募集を行います。

主担当 財政課

(3) 重要事業の定期進捗管理

総合振興計画の施策目標において達成及び着実な推進が不可欠な事業を「重要事業」として設定し、行政経営会議に進捗報告することにより遅延防止を図ります。

主担当 企画課

(4) 施策成果レビュー（重点分野）

施策成果からその手段である事務事業までをわかりやすく整理して、行政経営会議に進展事項、停滞事項等を報告し、適宜改善指示等を仰ぎ、基本事業下の各事務事業の見直しに活用します。

主担当 企画課、財政課（事務担当は企画課）

(5) 公共施設等総合管理の推進

今後の人口構造の変化を踏まえた公共施設の適正規模及び適正配置の推進のために、専門検討組織を設置して、施設所管課とともに平成32年度までに施設類型ごとの個別計画を立案し、実行・展開します。

主担当 契約管財課、財政課

(6) 受益者負担適正化

持続可能なまちに向けて、歳出適正化のための受益者負担・使用料（国保、下水道等）の見直しを進め、その方針を議会や市民に示しながら、適正化を進めます。

主担当 財政課（個別案は事業課）

(7) 外部評価の実施

事業の見直しを納税者の視点で行うため、外部（市民、有識者等）評価を実施します。
なお、対象事務事業は毎年10事業程度、事務局で事前に選定した後、市長決裁により決定します。事務事業は施策や基本事業の実行手段であるため、施策や基本事業への貢献度という視点で判断できるよう、施策評価表を作成して評価者に提供します。

主担当 財政課（個別説明及び質疑対応は事業課）

(8) ホールド人材制度

成果志向及び職員の達成意欲の向上を図るため、特定分野の事業成果の創出に向けて一定期間「キーマン」を設定することは、民間企業の新規事業開発やプロジェクトマネジメントでも基本的事項とされていることから、本市においても、重要分野において特に必要と認められる場合には「ホールド人材制度」を適用し、短期間での異動を回避します。

主担当 企画課、財政課、総務課（3課連携、事務担当は企画課）

(9) 人事評価（目標管理）と行政評価の連動

職責の観点から、総合振興計画の成果指標を課長級の目標として設定することを徹底し、政策管理と人事管理が連動した形での目標管理手法を検討します。ただしこれらは、行政経営システムが定着した後の展開とします。

主担当 企画課、財政課、総務課

6 庁内の推進体制及び意思決定

行政評価の推進体制は次のとおりとします。

(1) 行政経営会議

～現在の庁議の高度化及び機能強化並びに行政改革推進本部の統合～

- ア 市長、副市長、教育長、部長、参与及び会計管理者で組織し、併せて企画、財政、人事部門の課長及び職員も会議に参加します。
- イ 施策や事業の成果動向に基づく指示事項、予算編成方針、事業改善の指示など全庁的に必要な意思決定を行います。そのための規程や要綱等を整備します。
- ウ 行政経営会議の事務局（議案等提出先）は、企画課とします。

<趣旨>

全庁的な意思決定事項について多くの自治体では、民間企業の取締役会のように、特別職と部長による機関で議論し、意思決定しています。本市においても、行政経営会議は、全庁的な政策や事業、その他について議論及び意思決定する機関として各規定の改正等を行い、議事結果の庁内公表を実施し、意思決定の高度化、透明性を高めます。また、行政経営会議の議案提出管理や内容確認、会議記録の作成等は、政策管理面から企画課が担います。

(2) 行政経営システムの推進体制

- ア 行政経営システムの推進にあたり、企画課、財政課及び総務課が、それぞれ各課に個別の日程設定や作業依頼をすることは、非効率的であるとともに、職員に負担を強いることになるため、3課が一体的に下記の機能及び権限に基づいて原案を作成し、行政経営会議に諮り展開します。なお、この3課職員を、行政経営会議の構成員として市長が指名します。
 - (ア) 行政経営システム（含む施策管理、事業管理）の対象、方法、進め方の原案作成及び推進
 - (イ) 施策及び基本事業及び事務事業の見直しの方向性の原案作成
 - (ウ) 行政経営会議で決定された各種指示事項の事業課への実施依頼及び進捗管理
 - (エ) 政策管理、財政管理、人事管理の年間スケジュール原案の作成及び推進
 - (オ) 市民への公表内容及び職員への明示に関する原案作成と推進

- イ 企画課、財政課及び総務課の3課は、次の4つの視点から、行政経営システムに関する事務の取りまとめを行います。

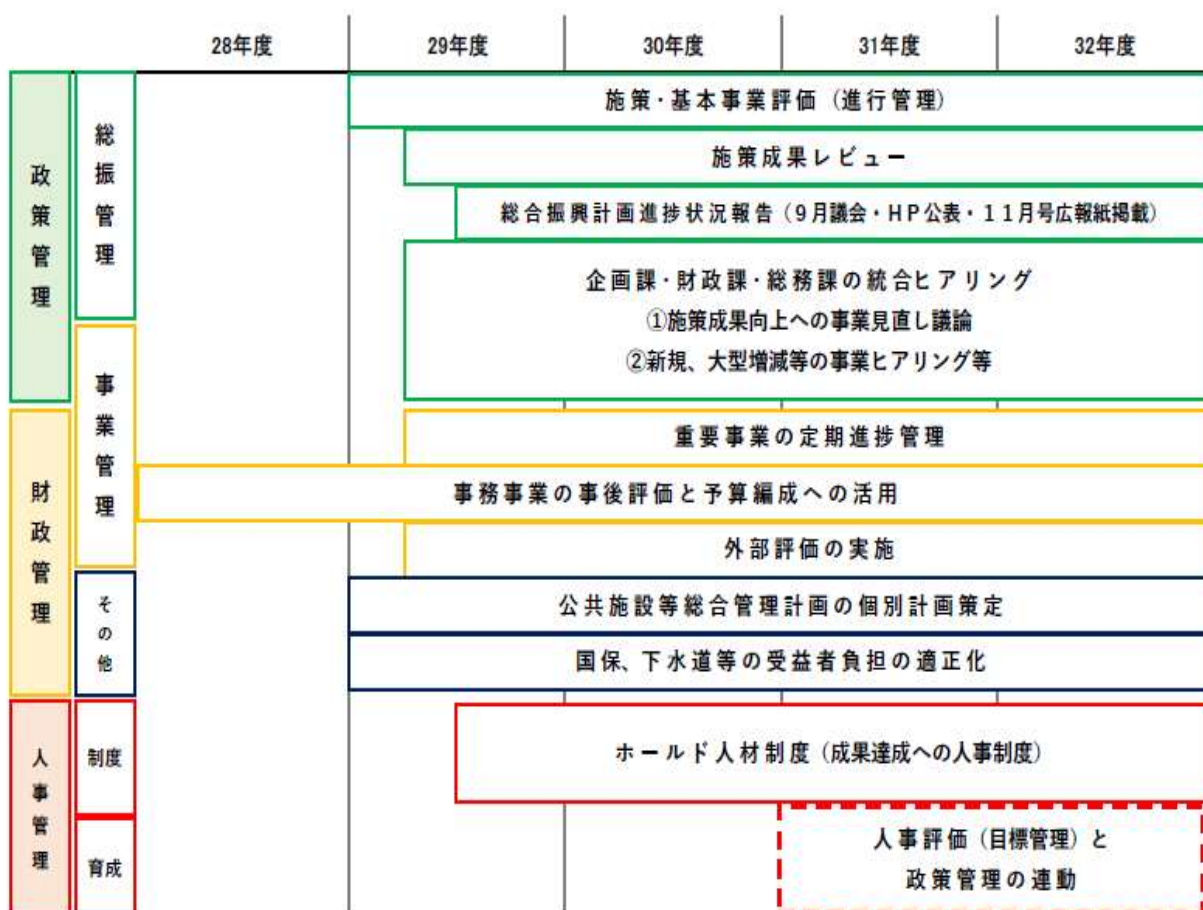
- (ア) 政策管理の視点
- (イ) 財政管理の視点
- (ウ) 事務管理の視点
- (エ) 人事管理の視点

- ウ 特に、下記の事項については、3課合議のうえ、全庁的な連携を確実に進めます。
- (ア) 資源（事業費、人件費）に関する各課への依頼、スケジュール、様式（変更含む）
 - (イ) 事業方向性（手段、事業費等）について、一本化した案の策定（経常経費等の調整除く）
 - (ウ) 予算編成方法、予算編成方針（歳出額）の策定
- エ 取りまとめた結果を行政経営会議で報告するとともに、庁内の連絡調整を行います。
- オ 事務の取りまとめ及び連絡調整は、企画課が行います。

7 中期的（年度別）推進計画

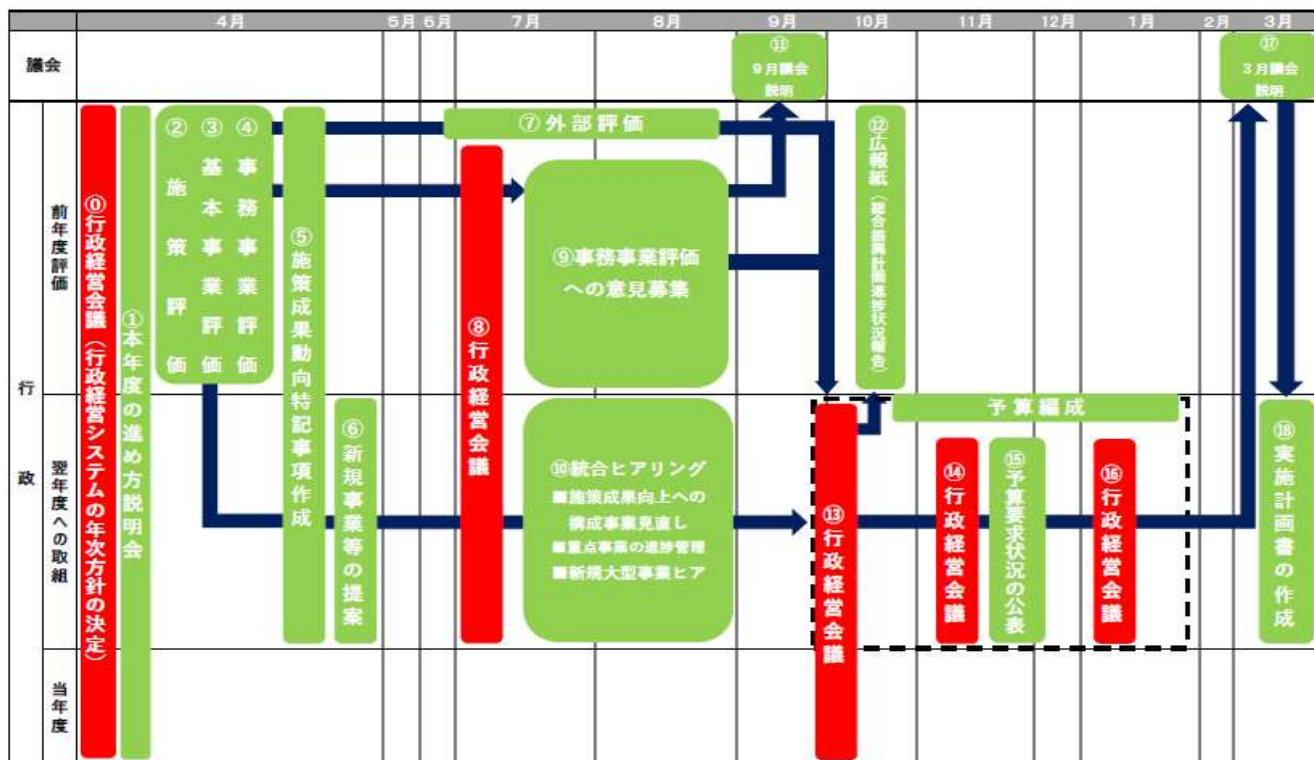
行政経営システム導入にあたっての中期的なマスタープランは次のとおりとします。

特徴 職員の理解・浸透と事務局による成果指標設定の精査を考慮し、複数年での制度構築を目指します。



8 年間スケジュールと進め方

(1) 平成30年度の行政経営システムは、下記のスケジュールに基づき進めていきます。



(2) 進め方

番号	プロセス	参加者・実施者	概要	様式イメージ
①	【行政経営会議】 ・行政経営システムの年次方針	特別職 部長 事務局3課	行政経営システムの年次方針の承認 (毎年実施)	本文書
①	本年度の 進め方説明会	課長・新課長補 佐・新主幹、新 係長・新主査G L	行政経営システムの説明会を実施	—
②	施策評価	課長、課長補 佐・主幹、係 長・主査GL	総合振興計画の施策及び基本事業の事後 評価を実施	様式 2
③	基本事業評価		事務事業の昨年度評価を実施	様式 1
④	事務事業評価			
⑤	施策成果動向特記 事項の作成	課長	施策成果、基本事業成果の特記事項及び 手段である事務事業の特記事項及び課題 について簡潔に整理する ※ 施策成果レビュー資料となる	様式 3
⑥	新規事業等の提案	課長	次年度の新規・特殊事情事業の提案・照会 ・リーディングプロジェクト事業 ・総合振興計画の施策の成果指標向上に 寄与する新規事業 ・特殊事情事務事業	様式 4 様式 5 様式 7 様式 8
⑦	外部評価	行政改革推進 委員会 企画課 財政課	行政改革推進委員会による外部評価の実 施 対象：10事業程度 ※施策評価を参考添付	様式 1 ＋ 必要資料

番号	プロセス		参加者・実施者	概要	様式
⑧	【行政経営会議】 ・重要事業進捗報告 ・施策成果レビュー	7月	特別職 部長 企画課 財政課	・重要事業(総合振興計画に「重点」と位置付けているもの)の進捗状況を報告 ※担当部長からの説明を基本とする ・重点分野等の施策から事業までの状況を報告し、指示事項を仰ぐ ※企画課からの説明を予定	
⑨	市民への事務事業 評価意見募集	7～8月	財政課	事務事業評価の結果を公表し、意見募集	—
⑩	統合ヒアリング	7～8月	各課長、課長 補佐・主幹、 係長・主査GL 企画課 財政課 総務課	・施策成果レビュー指示事項対応 ・施策成果向上への構成事業見直し指示 ・重要事業の進捗管理と見直し指示 ・新規、特殊事情、大型事業ヒアリング ・ホールド人材の必要性有無	様式 1 様式 2 様式 3
⑪	9月議会へ報告	9月	企画課 財政課 各課	・総合振興計画の進捗状況の報告 ・前年度に実施した事務事業の成果を報告	
⑫	広報紙で総合振興計画の進捗状況を報告	10月	企画課	広報紙において、総合振興計画の進展状況を報告	
予算編成		10～1月	各課 財政課 企画課	予算編成方針の通知 事務事業評価に基づく予算編成 ※事務事業評価の活用	様式 1 様式 2 様式 3
⑬	【行政経営会議】 ・予算編成方針決定	10月	特別職 部長 企画課 財政課 総務課	外部評価、市民意見募集、統合ヒアリング結果等を踏まえ、予算編成方針等、次年度の重要事項の方向性について決定	
⑭	【行政経営会議】 ・予算要求状況の報告 及び主要事業の検討	11月	特別職 部長 企画課 財政課 総務課	予算編成方針に基づき、事務事業評価を活用した予算編成を検討 ・主要事業の検討 ・実施事務事業の是非の検証	
⑮	予算要求状況の公表	11～12月	財政課	各部の主な要求事業を公表し、意見募集	
⑯	【行政経営会議】 ・予算案決定	1月	特別職 部長 企画課 財政課 総務課	予算編成過程において寄せられた市民の意見等を参考に、予算案を決定	
⑰	3月議会へ予算説明	2～3月	財政課 各課	議会への新年度予算の説明	
⑱	3月議会終了後 実施計画書作成	3月	企画課 (個別事業は各課)	行政評価の考え方を活用した計画書の作成(重要事業のみ)	様式 6

様式について

事務事業評価シートと実施計画関連調書は、別々に作成せずに、事務事業評価シートの付表として必要項目を追加し、職員負担の軽減を図ることとします。

9 施策評価・基本事業評価

(1) 目的・内容

各施策の成果動向を把握するために定期的に評価を行う仕組みを構築します。これらによって、まちの課題を「見える化」し、次年度以降の事業の方向性を検討する材料とします。

※行政評価は、まちの健康診断であり、成果動向に問題がなければ（値に異常がなければ）、大きな改善はしませんが、好ましくない成果動向の場合は、対応策・改善策を検討します。

(2) 対象

全施策を対象とします。

(3) 評価の考え方

施策評価にあたっては、成果指標ごとに、その数値の動向や変動要因の分析などを行い、次年度以降の取組みの方向性を検討するための判断材料とします。

(4) 進め方と活用

各施策の主管課及び関係課は、担当する施策について、施策評価を行います。

企画、財政、総務課は、施策主管課・関係課とのヒアリング等により、施策評価の内容について確認し、評価レベルの向上とまちづくりの課題の洗い出しを行います。

成果指標の一部については、住民行動実態（満足度・意識など）の向上を目指すものもあり、これらについては、市民アンケートで把握するものとし、アンケートの実施は原則として1年度に1回とします。

評価プロセス	実施者	概 要
施策評価	主管課の課長	○成果指標の現状値の取得 ○基本計画の基準値、前年度との比較、目標達成状況から評価 ○主管課長は管理シート（様式2）を企画課へ提出
基本事業評価	主管課の課長、課長補佐・主幹、係長・主査GL 関係課の課長、課長補佐・主幹、係長・主査GL	○成果指標の現状値の取得 ○基本計画の基準値、前年度との比較、目標達成状況から評価 ○主管課長は管理シート（様式2）を企画課へ提出
施策成果動向 特記事項の作成	主管課の課長、課長補佐・主幹 関係課の課長、課長補佐・主幹	施策成果及び基本事業成果の特記事項及び手段である事務事業の特記事項及び課題について簡潔に整理する（様式3） ※施策成果レビューの参考資料となる
施策・基本事業評価 分析	企画課	施策・基本事業評価の評価分析のレベル向上、市民への説明責任を果たす記述に関して確認、必要があれば統合ヒアリングを行い、修正を行う
まちづくり 市民アンケート	企画課	成果指標で、住民意識向上、住民行動を改善するものについては、市民アンケートで成果を取得（1年に1回実施）

10 行政評価の取組状況報告等による市民への説明責任の履行

(1) 目的・内容

まちづくりの主体としての市民に対して、施策毎の成果動向をわかりやすく整理してまちづくりの進展状況を公表することにより、経営資源（税収）の活用について市民への説明責任を果たします。

(2) 発表時期

10月を予定（事業費の決算とあわせ、市の業績（成果）も報告します。）

(3) 報告方法と記載内容

報告方法	公表媒体	記載内容(案)
HPでの報告	HP	・施策階層の成果の全体傾向（「向上」や「維持」の割合等） ・政策別の成果動向（「向上」や「維持」の割合等） ・政策別で推移の大きい指標名とその事由 ・施策別の事務事業成果動向（「向上」や「維持」の割合等） ・事務事業で成果動向が特筆すべき事業と事由 ・施策・基本事業評価シート(全施策分)
広報紙での報告	広報紙	・施策階層の成果の全体傾向（「向上」や「維持」の割合等） ・政策別の成果動向（「向上」や「維持」の割合等） ・政策別で推移の大きい指標名とその事由
9月議会での報告	—	9月の全員協議会等で、事業費の決算とともに、市の業績（成果）、健康診断結果等行政評価の取組状況を報告します。（事務局）

11 事務事業の成果設定

(1) 目的

成果を意識した事業の推進を行うために、事務事業の目的達成度を測る「成果指標」を設定します。また、活動の効率性を確認するために「活動指標」を設定します。

【現在のシートの改修・運用】

○数値目標欄を、1指標分増加

○指標名称欄に、指標区分欄を追加し、「活動」と「成果」を明示

（成果指標が設定されなくても、各課が活動と成果を認識するために設定）

(2) 成果指標を設定する対象事業

ア 継続事業

成果で管理することに意義がある事務事業とします（全ての事務事業ではありません）。

イ 新規事業及び重要事業

成果管理することに意義がある事業とします。

事務事業特性と成果指標設定対象事業

成果指標活用 の有効性	事業イメージ	特徴		成果指 標設定
成果・費用対効果での マネジメントが有効 正確性や効率性が 求められる	企画運営事業、啓発事業、イベント事業、補助事業、住民サービス事業、開発事業、建設事業、職員向け事業（職員研修）、補助事業	実施による成果を把握し、継続の可否や方法見直し等を考える事業	大型、終期あり 見直し対象	設定
			経常的	設定
	保健師の訪問指導等 市民相談事業	少額の予算しかなく、明確に事務事業として設定されず人件費中心で構成されている住民サービス事業		設定
	施設維持管理事業 情報システム運用管理事業	維持管理の成果は、施設不具合件数であり、不具合があれば対応する事業		設定
	固定資産税賦課事業、市民課の戸籍事務、会計課事務、許認可事業等	正確性や効率性を成果とする事業		
	備品購入、消防車購入等の 購入事業	購入して整備するかどうか、成果のため、予算をつけるかどうかで決定する		
	アンケート調査、 統計調査事業 等	他の事業の成果向上の手段であり、これ自体が住民サービスではない		
	償還金、上部機関(県等)への人口別等の負担金等	見直し余地が少なく、実施や支払う行為で便益を受ける		

12 事務事業評価

(1) 目的

事業の成果を意識した事業推進を行うために設定した「成果指標」を設定し、その値を継続的に把握することで、「成果志向」の事業運営を目指します。

(2) 対象

ア 継続事業

成果で管理することに意義がある事務事業とします。(全事務事業ではありません。)

イ 新規事業及び重要事業

新たな事業及び重点となった事業すべてを対象とします。

(3) 評価の考え方

ア 継続事業

活動量の推移を示す「活動指標」と目的達成度を示す「成果指標」の数値動向を毎年把握し、変化が大きい場合は、詳細分析を行います。

イ 新規事業

事業の目的、必要性及びその根拠、事業費、有効性、効率性等について、予算（重要事業）編成前に事前に把握し、次年度の行政経営の参考資料とします。

(4) 評価の進め方と評価結果の活用

ア 事業評価

成果で管理すべき継続事業について、活動及び成果動向推移の把握と評価を行います。問題や課題がある場合は組織として方向性を決定し、進行管理します。

イ 事業計画

継続事業の評価結果を予算編成に活用します。新規事業の事前評価として評価シートを記載し、事業計画を作成して予算編成に活用します。

評価対象	評価者	概 要
事業評価	記載:主に主幹、 係長・主査GL 確認:課長、部長	成果で管理すべき継続事業の活動指標、成果指標の現状値把握投入資源把握と評価・分析及び次年度方向性の記載
改善対象事業	記載:主に主幹、 係長・主査GL 確認:課長	・成果動向や実施計画等から、改善が必要な事業を洗い出し、全庁決定します ・定期的に改善進行管理状況を提出します。 ・必要に応じて、庁議等で進捗報告します。 (事務局及び担当課長)
事業計画	記載:主幹、係長・主査GL 確認:課長	・所管課で、新規事業、重要事業の目的や成果、事業費を提出します。 ・企画、財政(人事)部門によるヒアリングを行います。 ※背景や仕様について事業課の考えを確認、助言します。 ・ヒアリングに基づき、次年度の行政経営の参考資料とします。

(5) 事務事業評価結果の公表

事務事業評価の結果は、市税収入の有効活用の視点から、市民に対して市ホームページ等で公表し、説明責任を果たします。

13 実施計画

(1) 目的・内容

第五次北本市総合振興計画前期基本計画を着実に実行するため、所管課において次年度当初予算に基づく実施計画を策定し、重要事業の円滑な執行に役立てます。

なお、計画期間は向こう3年間とし、毎年度見直し・更新を行うこととします。

(2) 対象

ア 当年度実施計画事業のうち、次年度以降も継続する事業

イ 次年度当初予算参考資料に掲載されている「新規及び主たる事業」

ウ 第五次北本市総合振興計画前期基本計画の施策や基本事業の成果（成果指標）に対する貢献度（影響度）が高いと考える事業

エ 上記以外で実施計画に位置付ける必要がある事業（多額の支出を伴う等）

(3) 計画の考え方

基本計画に示した施策や基本事業を実現するための重要事業について財政状況（予算措置等）を踏まえて提示する計画とし、成果指標の達成度向上を目指します。

(4) 進め方と活用

毎年度、次年度予算編成及び予算内示の状況を踏まえ、「(2)対象」に該当する事業について、所管課がそれぞれ計画案を作成します。

各所管課から提出された計画案を企画課において取りまとめ、実施計画案として行政経営会議の議題とし、審議・決定した後に、次年度当初にホームページ等で公表します。

策定に当たって整理した事業管理シートは業務の内部管理資料として活用し、事務事業評価と一体で進行管理することとします。

表の見かた

施策の成果指標名	お天気マーク	状況の説明
現状値(基準値)→最新値		とても順調、達成
進捗状況		おおむね順調
(お天気マーク)		横ばい、現状維持、停滞
		やや悪化
		悪化

政策 1 子どもの成長を支えるまち

①子育て支援の充実 **重点**

安心して子育てができる環境が整っていると思う保護者の割合	合計特殊出生率	年少人口割合
62.6%→―	1.07→1.14	11.6%→11.3%

②母子保健と子どもに関する医療の充実 **重点**

4か月児健康診査精密検査受診率	1歳6か月児健康診査精密検査受診率	3歳児健康診査精密検査受診率
基準値なし→100%	50.0%→83.3%	73.7%→54.5%

③支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み

児童虐待に関する関係機関との連携の割合	児童発達支援センターを利用する保護者の満足度	障害児学童保育室を利用する保護者の満足度
100%→100%	基準値なし→100%	基準値なし→―
		平成29年度から取得します

④学校・家庭・地域の連携による教育の推進

学校・家庭・地域の連携が取れていると思う市民の割合
74.3%→76.9%

⑤学校教育の充実 **重点**

勉強が好きだと思う割合(児童)	不登校児童生徒数	運動・部・活をすることが好きな割合(児童)	(生徒)
68.3%→69.2%	58人→75人	93.1%→86.1%	86.6%→82.0%

政策 3 みんなが参加し育てるまち

①市民参画と協働の充実

市民参画と情動によるまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合
59.9%→67.6%

②暮らしを支える地域活動の支援

地域活動に参加している市民の割合
51.8%→45.3%

③平和と人権の尊重

人権が尊重されているまちだと思う市民の割合	あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合
基準値なし→100%	50.0%→83.3%

政策 2 健康でいきいきと暮らせるまち

①地域福祉の推進

地域での支え合い、助け合い(共助)ができていると思う市民の割合
66.5%→62.6%

②保健・医療の充実 **重点**

65歳健康寿命(男性)	65歳健康寿命(女性)
17.31年→17.29年	19.34年→19.51年

③高齢者福祉の充実 **重点**

65歳以上の高齢者の要介護・要支援認定率
12.4%→12.8%

④障がい者福祉の充実

十分にサービスを利用できていると思う障がい者の割合	1週間に3日以上外出している障がい者の割合	収入を伴う仕事をしている障がい者の割合
30.7%→31.6%	60.0%→63.9%	17.7%→20.5%

政策 4 快適で安心・安全なまち

①豊かな住環境の整備 **重点**

安全で安らげるまちになっていると思う市民の割合	日常の移動の交通手段がなくて困っている市民の割合
53.5%→55.9%	10.1%→11.8%

②バランスのある土地利用の推進 **重点**

農住商工のバランスの取れた安全・快適・活力を備えた土地利用がされていると思う市民の割合
42.9%→46.6%

③環境に優しいまちづくり

地球環境に優しい取り組みの平均実践項目数	市民一人1日あたりのごみ排出量	事業所公害・生活郊外による事件数
2.65項目→2.58項目	804g→787g	1件→0件

④道路、上・下水道、河川の整備 **重点**

道路に関する市民満足度	水道水の供給事故件数	污水处理人口率
65.2%→70.2%	0件→0件	74.6%→74.6%

床下および床上浸水家屋数
基準値なし→0戸

⑤防犯・交通・消費者対策の強化

人口千人あたりの犯罪件数	人口千人あたりの交通事故件数
7.29件→7.00件	3.26件→3.04件

⑥消防・防災の充実

災害による負傷者および死亡者数	火災による負傷者および死亡者数
0人→0人	0件→1件

⑤社会保障制度の適正な運営

国の制度に基づく施策のため成果指標はありません

⑥生涯学習の推進

生涯学習に取り組んでいる市民の割合
38.5%→44.4%

⑦スポーツ活動の推進

週2回以上のスポーツ実施率
29.0%→27.3%

政策 5 活力あふれるまち

①農業・商業・工業の振興 **重点**

市内総生産
159,647百万円→152,711百万円

②文化財の活用・保護 **重点**

文化財を見学または学習した市民の割合
18.6%→21.5%

③就労対策の充実

就労対策の利用者数
206人→226人

政策 6 健全で開かれたまち

①市民との情報共有

市民と行政の間で市政情報が共有されていると思う市民の割合
38.2%→45.5%

②適正な事務の執行

適正に事務が執行されていると思う職員の割合
88.4%→89.6%

③効果的かつ効率的な行財政運営の推進 **重点**

施策の成果指標の達成率	効果的かつ効率的な行財政運営が推進されていると思う市民の割合
基準値なし→―	41.9%→49.0%
最終年度に確認します	

平成29年度市民参画手続実績一覧

No	市民参画対象施策			市民参画手続			担当課
	施策名	内容	該当条項	方法	内容	実施日 期間	
1	第五次北本市男女行動計画	男女共同参画社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び条例に基づき施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定める。	1号	附属機関等の開催	北本市男女共同参画審議会の開催	H29.7～H30.1 (4回)	企画課 人権推進・男女共同参画係
2	北本市市民公益活動推進計画	市民が主体的に公益的活動に取り組む市民公益活動を支援するための計画の改訂を行う。	1号	アンケートの実施	市民公益活動に関するアンケート調査	H29.7～8	くらし安全課 市民協働担当
3	北本市環境基本計画年次報告書	環境基本計画を適正に運用管理していくために、進行管理を記載した年次報告書を作成する。	5号	附属機関等の開催	北本市環境審議会での意見聴取	H29.10.17 H30.1.23	環境課 環境政策・衛生担当
4	第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画	市民・行政を主体として、住民同士が相互に支えあい、社会から孤立せずに安心して生活を送ることのできる地域づくりを進めていくための計画を定める。	1号	附属機関等の開催	第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の開催	H29.4～H30.3 (5回)	福祉課 地域福祉・監査担当
5			1号	ワークショップの開催	第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画に関する市内8圏域毎の懇談会の開催	H29.6～H29.9 (計16回)	
6	北本市第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画	障害福祉サービスの提供体制の確保その他の業務の実施に関する計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画)を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画策定委員会の開催	H29.7～H30.2 (4回)	障がい福祉課 相談支援担当
7				アンケートの実施	北本市第一期障害児福祉計画のための実態調査	H29.8	
8	北本市高齢者福祉計画2018・第7期介護保険事業計画	老人福祉法及び介護保険法、高齢者の医療確保に関する法律に基づき、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、介護保険サービス費や、介護保険事業費見込みを明らかにして、健康づくりの項目を含めた総合的な計画として策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市高齢者福祉計画2018・第7期介護保険事業計画策定委員会の開催	H29.8～H30.2 (4回)	高齢介護課 高齢者福祉係 介護係
9	北本市空き家等対策計画	市内における空き家等が増加する中で、市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保し、空き家等の活用を促進することを目的として、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市空き家等対策協議会の開催	H29.7～H30.3 (3回)	都市計画課 住宅担当

平成29年度市民参画手続実績一覧

No	市民参画対象施策			市民参画手続			担当課
	施策名	内容	該当条項	方法	内容	実施日 期間	
10	次期(第2期)北本市教育振興基本計画	教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本市の教育の振興のための施策に関する基本的計画である「教育振興基本計画」の計画終了予定に伴い、次期の計画について策定する。	1号	附属機関等の開催	次期北本市教育振興基本計画検討会議の開催	H29.8.9 H29.9.21	教育総務課 管理係

平成30年度市民参画手続実施予定一覧

No	市民参画対象施策			市民参画手続			担当課
	施策名	内容	該当条項	方法	内容	実施予定	
1	北本市シティセールス推進方針(案)	第五次北本市総合振興計画前期基本計画に位置付けている2つのリーディングプロジェクトを完遂するため、市民の地元愛を醸成するとともに、市の認知度を向上させ、市内外の北本市ファンを獲得して、選ばれ、住み続けていただけるまちとするためのシティセールスを展開する。その推進にあたっての基本方針を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議での意見聴取	H30.7(1回)	企画課 企画統計係
2				ワークショップの開催	総合振興計画前期基本計画ワークショップでの意見聴取	H30.8(1回)	
3	北本市公共施設マネジメント実施計画(案)	少子高齢化に伴う新しいニーズに対応した魅力ある公共施設を再構築することにより、持続可能な行政サービスの提供を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正配置計画及び個別施設計画を策定する。	1号	市民説明会の開催	講演会及び事前説明会の開催	H30.9(1回)	契約管財課 施設再編担当
4				アンケートの実施	公共施設マネジメント実施計画のための意識調査	H30.9～H30.10	
5				ワークショップの開催	公共施設マネジメント実施計画のためのワークショップの開催	H30.11～H31.3(6回)	
6	北本市災害廃棄物処理計画(案)	今後発生が予測される大規模地震や風水害等による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施するため、災害廃棄物処理計画を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市廃棄物減量等推進審議会の開催	H30.6～H30.12(2回)	環境課 廃棄物・リサイクル担当
7	第4次北本市地球温暖化対策実行計画(案)	市の事務・事業等の活動により発生する温室効果ガスの排出量の抑制を目標としており、現在策定している「第3次北本市地球温暖化対策実行計画」が平成30年度で終了することから、第4次の計画を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市環境審議会の開催	H30.7～H31.1(3回)	環境課 環境政策・衛生担当
8	北本市環境基本計画年次報告書(案)	環境基本計画を適正に運用管理していくために、進行管理を記載した年次報告書を作成する。	5号	附属機関等の開催	北本市環境審議会での意見聴取	H31.1(1回)	環境課 環境政策・衛生担当
9	北本市産業振興ビジョン(案)	北本市産業振興ビジョン策定委員会に市民を招聘し、これからの北本の商業・工業・農業・観光の在り方や方向性を決めるにあたり、市民の意見を反映する。	1号	附属機関等の開催	北本市産業振興ビジョン策定委員会の開催	H30.6～H31.2(4回)	産業振興課 商工労政・観光担当
10	北本市農業ふれあいセンター賑わい創出基本計画(案)	北本市農業ふれあいセンターを「活力あるまち」の拠点施設として形成し、地域経済の活性化及び農業振興を図るため、北本市農業ふれあいセンターの賑わい創出に向けた基本計画を定める。	1号	ワークショップの開催	市民や利用者のニーズを反映した基本計画策定のための懇談会(ワークショップ)の開催	H30.8～H30.10(3回)	産業振興課 農政担当

平成30年度市民参画手続実施予定一覧

No	市民参画対象施策			市民参画手続			担当課
	施策名	内容	該当条項	方法	内容	実施予定	
11	北本市手話言語条例(案)	手話が言語であるとの認識のもと、ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会を実現するため、市の責務や市民・事業所の役割、推進方針を定める。	2号	ワークショップの開催	北本市手話言語条例制定準備会の開催	H30.4～H30.5(3回)	障がい福祉課 相談支援担当
12	北本市自殺対策計画(案)	改正自殺対策基本法第13条に基づき、北本市の自殺者の状況を分析し、地域の実情を反映した自殺対策行動計画を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市自殺対策策定委員会の開催	H30.4～H31.3(4回)	健康づくり課 保健予防・業務係
13	北本市都市マスタープランの見直し(案)	東日本大震災等を背景とした安心安全まちづくりへの社会的要請の高まり、人口減少、少子高齢化やインフラ老朽化等の課題に対応した新たな制度の創設等、現行の「北本市都市マスタープラン」策定以降に生じた社会情勢の変化を踏まえ、現行計画の評価検証を行ったうえで、時代に合った計画として改定する。	1号	アンケートの実施	北本の目指すべき都市将来像について、市民の意向を調査するためのアンケートを実施	H30.9	都市計画課 都市計画担当
14				市民説明会の開催	都市マスタープランの見直し案についての説明と意見聴取を行う	H30.10(1回)	
15				附属機関等の開催	北本市都市計画審議会の開催	H31.2(1回)	
16	第一種低層住居専用地域の見直し(案)	市街化区域内の住居の建て替えを促し、本市への移住・定住者の増加を目指すため、第一種低層住居専用地域の容積率等の規制緩和を行う。	2号	アンケートの実施	見直し対象地区に住む市民に対し、見直しに関する意向を調査するためのアンケートを実施	H30.10	都市計画課 都市計画担当
17	北本市空家等対策計画(案)	市内における空き家等が増加する中で、市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保し、空き家等の活用を促進することを目的として、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市空家等対策協議会の開催	H30.7～H30.9(2回)	都市計画課 住宅担当
18	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針(案)	児童生徒数の減少傾向及び学校施設の維持管理等の様々な課題がある中で、学校の果たす役割を再確認し、より良い学校教育を実施していくため、学校の適正規模となる基準を表す「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」を策定する。	1号	アンケートの実施	学校規模等に関する意識調査	H30.5～H30.8	教育総務課 管理係
19				附属機関等の開催	北本市立学校適正規模等研究会議の開催	H30.8～H30.11(3回)	

平成30年度市民参画手続実施予定一覧

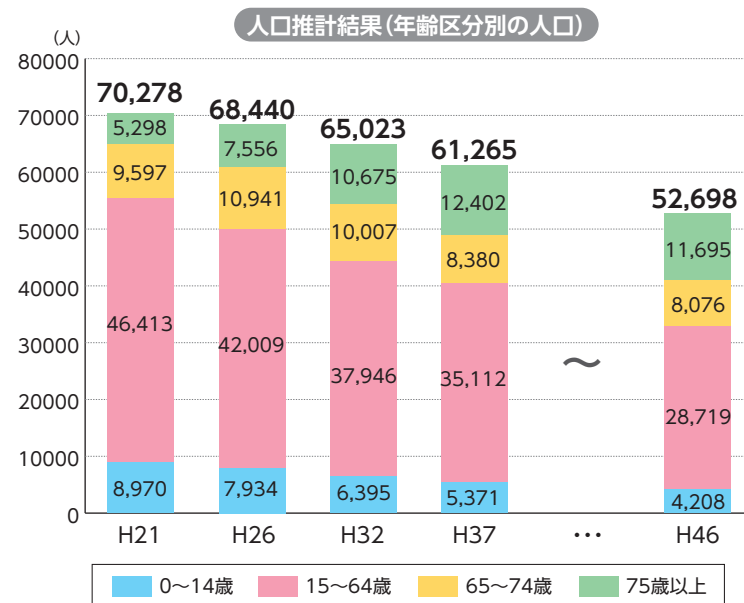
No	市民参画対象施策			市民参画手続			担当課
	施策名	内容	該当条項	方法	内容	実施予定	
20	北本市いじめ防止条例(案)	学校や児童生徒、保護者、地域の方々のいじめ防止にかかる対応を規定する。	2号	附属機関等の開催	北本市いじめ防止条例及び北本市いじめの防止等のための基本的な方針策定委員会の開催	H30.9～H30.10 (2回)	学校教育課 指導担当
21	北本市いじめの防止等のための基本的な方針(案)	北本市各小・中学校におけるいじめ防止等についての基本的な方針、重大事態への対処を規定する。	1号	附属機関等の開催	北本市いじめ防止条例及び北本市いじめの防止等のための基本的な方針策定委員会の開催	H30.9～H30.10 (2回)	学校教育課 指導担当
22	北本市子ども読書推進計画(案)	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、本市の子どもの読書活動の推進を図るため計画を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市図書館協議会の開催	H30.6～H31.3 (2回)	生涯学習課 生涯学習担当
23	第三次北本市生涯学習推進計画後期基本計画(案)	生涯学習に関する考え方や具体的な施策の体系を明らかにして、生涯学習を推進するための基本的な方向性を定める後期基本計画を策定する。	1号	附属機関等の開催	北本市社会教育委員の会議の開催	H30.6～H31.3 (2回)	生涯学習課 生涯学習担当

将来人口の目標

平成32年度末人口 **66,000人**

平成37年度末人口 **63,000人**

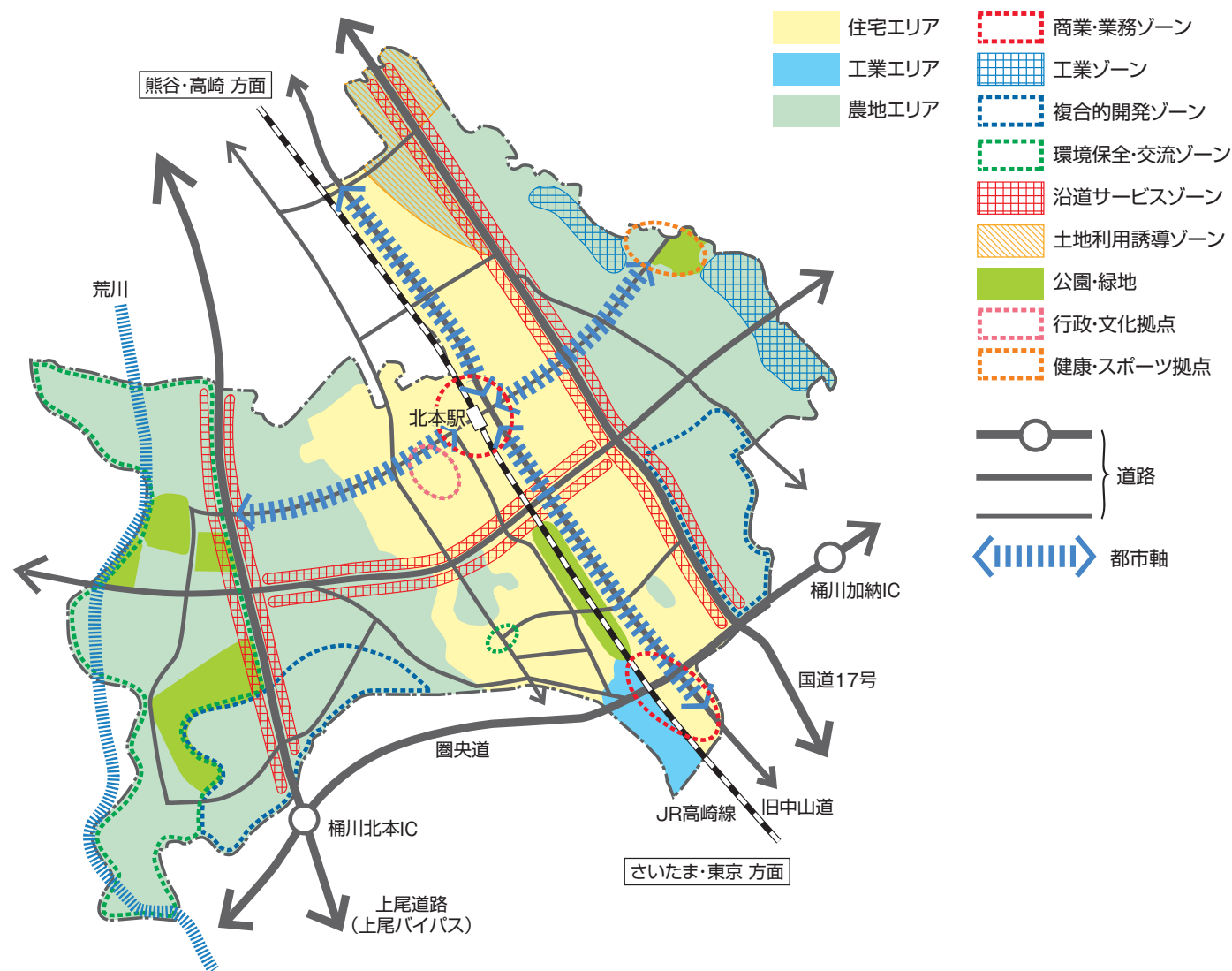
全国的な人口減少の傾向と同様に、北本市でも平成26年度末の68,440人から、平成37年度末には61,265人に減少する推計結果となっています。本総合振興計画を推進することで、出生率の向上や転出の抑制・転入の促進を図り、減少傾向の抑制を目指します。



土地利用構想

土地利用の基本的な考え方

- ① 自然環境と生活環境の調和
- ② 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり
- ③ 道路整備効果の活用
- ④ 都市軸を中心としたまちづくり



平成28年度



平成37年度

第五次全国総合振興計画

概要版

総合振興計画とは

第五次北本市総合振興計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を進めるため、市の最も上位の計画として策定したものです。今後のまちづくりの方向性を示す「基本構想」、その実現のための「基本計画」と「実施計画」で構成されています。

今後はこの計画に基づいて、市民と行政とがまちづくりの方向性を共有しながら、「成長」から「成熟」へと向かい、持続可能なまちづくりを進めていきます。

		期間(年度)									
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
基本構想	総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。	10年									
基本計画	基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。計画期間は、前期基本計画は平成28年度から平成32年度までの5年間、後期基本計画は平成33年度から平成37年度までの5年間とします。	5年									
実施計画	基本計画に示した施策・基本事業を実現するための主要事業について財政状況を踏まえて提示する計画です。実施計画は、毎年度、向こう3年間で計画期間として、別途策定します。	3年									

基本理念

将来の北本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として、次のとおり基本理念を定めました。

「市民との協働による持続可能なまちづくり」

将来都市像

北本市のあるべき姿として、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、次のとおり、将来都市像を定めました。

「緑にかこまれた健康な文化都市 ～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」

市民が安心して生きがいのある生活を送っています
緑と共生した環境で生活しています
子どもたちが健やかに成長しています

産業が創出・活性化され活力に満ちています
地域の歴史と文化を生かしています
持続可能な行政運営を行っています

政策の大綱

「将来都市像」を実現するための政策と施策をまとめたものです。

政策1 子どもの成長を支えるまち

主な成果指標 合計特殊出生率 1.07 → 1.20

子どもの健やかな成長は、明るい未来につながります。子育てする人を支援するとともに、子どもたちが地域の中でのびのびと育つ環境を整えることにより、子どもたちの大きな成長を支えるまちを目指します。

施策

①子育て支援の充実

重点 保育サービスの充実、子どもの居場所づくり、子育て不安の解消、子育ての経済的負担の軽減

②母子保健と子どもに関する医療の充実

重点 妊娠・出産に関する保健・医療の充実、子どもに関する医療体制の充実、子どもに関する保健の充実

③支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み

④学校・家庭・地域の連携による教育の推進

⑤学校教育の充実

重点 教育内容・方法の充実、特別支援教育の充実

政策2 健康でいきいきと暮らせるまち

主な成果指標 65歳健康寿命 男17.31 → 17.50
女19.34 → 19.50

健康づくりや生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしの安心を支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。

施策

①地域福祉の推進

②保健・医療の充実

重点 生活習慣の改善

③高齢者福祉の充実

重点 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

④障がい者福祉の充実

⑤社会保障制度の適正な運営

⑥生涯学習の推進

⑦スポーツ活動の推進

政策3 みんなが参加し育てるまち

主な成果指標 地域活動に参加している市民の割合 51.8% → 向上

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、市民みんなでまちを育てていくことを目指します。

施策

①市民参画と協働の充実

②暮らしを支える地域活動の支援

③平和と人権の尊重

政策4 快適で安心・安全なまち

主な成果指標 安全で安らげると思う市民の割合 53.5% → 向上

美しい自然を守りながら、住環境や都市基盤の整備・維持管理を推進するとともに、防犯・防災の取り組みを充実させ、快適で安心・安全に暮らせるまちを目指します。

施策

①豊かな住環境の整備

重点 良好な住環境および景観の誘導

②バランスのある土地利用の推進

重点 商業・業務地等の整備

③環境に優しいまちづくり

④道路、上・下水道、河川の整備

重点 生活道路の整備充実

⑤防犯・交通・消費者対策の強化

⑥消防・防災の充実

政策5 活力あふれるまち

主な成果指標 市内総生産 159,647百万円 → 向上

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、様々な地域資源を活用し、活力あるまちを目指します。

施策

①農業・商業・工業の振興

重点 持続可能な農業経営への支援、地域商業の活性化、商工業経営の支援、企業誘致の推進

②文化財の活用・保護

重点 文化財の調査・研究・保存

③就労対策の充実

政策6 健全で開かれたまち

主な成果指標 施策の成果指標の達成率 → 90.0%

市政の透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政の実現を目指すとともに、適正に事務を執行し、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営を推進します。

施策

①市民との情報共有

②適正な事務の執行

③効果的かつ効率的な行財政運営の推進

重点 健全な財政運営と資産管理

政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

本市の人口は平成17年をピークに減少に転じ、少子化や団塊世代の高齢化等が進み加速しています。今後も続く人口減少に対応していくため、各政策・施策に示した重点事業とそれを補完する新規事業とを総合的にひとつの政策と捉えて「リーディングプロジェクト」に位置付け、実効性を高めます。

市民ニーズや社会の変化、国の地方創生方針等に柔軟に対応するため、適宜見直しを行いながら、横断的で機動性の高い政策として推進していき、新たな「北本市の価値創造」を目指します。

プロジェクト1

「若者の移住・定住・交流促進」

若い世代の希望に合った住環境を整備・提供するとともに、同居・近居を希望する人や新婚・子育て世帯に対して効果的な支援を行い、「住みたくなるまち・住み続けたいまち」としての魅力を高めます。雇用機会が創出される環境を整え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ります。

- 多世帯同居や近居を希望する人への支援
- 貸家から持ち家への誘導
- 新婚・子育て世帯への住宅支援
- 様々な主体が交流することができる場の整備
- 新たな産業や雇用機会が創出される環境の整備

プロジェクト2

「めざせ日本一、子育て応援都市」

若い世代が安心して結婚・子育てができるよう、地域で支えていく仕組みを作るとともに、医療・保育サービスの充実を図ります。これまでも注力して取り組んできた子育て環境・教育環境の整備をさらに強化し「子育てに優しいまち」として若い世代の定住化を図ります。

- 多様な出産ケースへの的確な支援
- 子育て世帯への精神的・経済的負担の軽減
- 質の高い保育環境の整備
- 地域による子どもの預かり、見守りの推進
- 多様な教育的ニーズに応じた取り組みの推進
- 子育て中の女性への就職支援と職住近接の推進

今回の基本計画では、各施策で目標とする「成果指標」を設定し、目標管理型の計画として進行管理していきます。

○北本市自治基本条例審議会規則

平成 2 2 年 2 月 1 0 日

規則第 2 号

改正 平成 2 8 年 3 月 3 1 日規則第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市自治基本条例（平成 2 1 年条例第 2 2 号）
第 2 6 条の規定に基づき、北本市自治基本条例審議会（以下「審議会」
という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会その他のコミュニティの活動に携わる者
- (2) ボランティアその他の公益的活動に携わる者
- (3) 公募による市民
- (4) 知識経験者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、
委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす
る。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代
理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、そ

の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(平成28規則15・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北本市自治基本条例審議会委員 名簿

(敬称略・順不同)

◆第1号委員(自治会その他のコミュニティの活動に携わる者) 2名

NO	氏 名	備 考	新任・再任
1	ヒノ カツヨシ 日野 勝義	北本市自治会連合会(団体推薦)	新任
2	ウシヤマ タケヒコ 牛山 武彦	北本市コミュニティ協議会(団体推薦)	再任

◆第2号委員(ボランティアその他の公益的活動に携わる者) 3名

NO	氏 名	備 考	新任・再任
1	ナガシマ ユキエ 長島 幸枝	北本市内のNPO法人(北本市手をつなぐ育成会)	新任
2	カウ ヨウイチ 加藤 陽一	北本市商工会(団体推薦)	新任
3	タカマツ チエヨ 髙松 千恵子	北本市社会福祉協議会(団体推薦)	新任

◆第3号委員(公募による市民)

該当なし

◆第4号委員(知識経験者) 1名

NO	氏 名	備 考	新任・再任
1	カウ ヨシオ 加藤 芳雄	前 北本市自治連合会会長 元 北本市市民参画・協働推進審議会委員	新任

任期 平成30年7月1日～平成32年6月30日(2年)